

2019年10月1日に予定されている消費税率改正に際し、「軽減税率対象商品」を販売する中小事業者が複数税率対応レジへの買い換えや電子的な受注システムの改修、入替等に伴い、その経費の一部を補助する制度が設けられています。

また、増税に伴う消費税落ち込み対策の一つとして、キャッシュレス決済に対するポイント還元が行われることになっており、新年度予算に対策費が盛り込まれました。

今回はこれらの項目について簡単に解説いたします。

今月の掲載記事

1. **A型補助金について**
2. **B型補助金について**
3. **C型補助金について**
4. **キャッシュレスポイント還元**
5. **その他景気対策等**



補助金の説明の前に・・・

軽減税率対策補助金の補助対象者となる業種は限定されていますので、すべての事業者に関連があるわけではありません。その業種とは、食品・日用品等を取り扱っている

小売店、飲食店（テイクアウト・宅配あり）、ホテル・旅館・料亭などです。また、健康食品やサプリメントなど8%対象の商品を取り扱っている美容室などもその対象者になります。

1 A型補助金について (複数税率対応レジの導入等の支援)

A型補助金とは、軽減税率対象商品の販売を行っている事業者を対象に軽減税率対応レジ、モバイル・POSレジ、券売機の導入・改修および商品マスターの設定の支援を目的とした補助金です。

対象者

複数税率対応レジを導入又は改修する必要のある事業者

補助対象費用

- 1 複数税率に対応したレジで売上の区分経理に役立つ機能（日ごと等で8%、10%各売上の合計表記機能）を導入・改修するための費用
- 2 **区分記載請求書等保存方式**に対応した請求書（下記見本参照）等を発行する機能を導入・改修するための費用

区分記載請求書の記載事項

請求書発行者の氏名または名称

取引年月日

取引の内容

対価の額

請求書受領者の氏名又は名称

軽減税率の対象製品である旨の表記

税率ごとに合計した対価の額

レシート見本

2019年×月×日	×曜日	11:16
	1	¥5,040
	1	¥2,310*
(合計)		¥7,350
内税額		¥529
(10%対象 ¥5,040 消費税 ¥458)		
(8%対象 ¥2,310 消費税 ¥171)		
お預り		¥7,350

*は軽減税率適用対象商品です

これまでのレシートに と が追加記載されるイメージです。

補助率

導入・改修にかかる費用の原則 3 / 4 (3 万円未満のレジは 4 / 5)

補助上限

レジ等 1 台 2 0 万円、 1 事業者あたり上限 2 0 0 万円

2 B型補助金について (受発注システムの改修等支援)

すでに電子的な受発注システムを利用している事業者のうち、軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取扱うため複数税率の対応に必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。あるいは、取引先からの要請により新たにシステムを導入する場合も補助対象となります。

対象者

将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジを導入又は改修する必要のある事業者

ある事業者

補助対象費用

電子的発注システムを改修・入替・導入する場合の費用

補助率

2 0 1 9 年以降の申請分は補助率 3 / 4

補助金上限額 小売事業者等 1 0 0 0 万円

卸売事業者等 1 5 0 万円

その他にも詳細な規定や条件があります。

3 C型補助金について (請求書管理システムの改修等支援)

C型補助金は、事業者が軽減税率に対応するために請求書管理システムを改修・導入する際の補助金です。

対象者

日頃から軽減税率対象商品を取り扱っている事業者で、軽減税率に対応するために請求書管理システムを改修・導入する必要がある事業者

補助対象費用

区分記載請求書等保存方式に対応する請求書等の作成・発行を行うシステム等の開発・改修等に要する経費、パッケージ製品の導入に要する経費、対応する事務処理機器の導入経費

補助率

導入にかかる費用のうち、ソフトウェアは 3 / 4、ハードウェアは 1 / 2

() ただし、他の機能と一体的なパッケージ製品・対応機器の場合は初期費用の 1 / 2 が補助対象費用となります。

1 事業者あたり： 1 5 0 万円以内 (ハードウェア 1 0 万円以内)

4 キャッシュレスポイント還元

消費税率増税にかかる景気対策として、中小企業の店舗でキャッシュレス決済を利用した場合、最大支払額の 5 % 分のポイントが還元される制度が消費税率改正日となる 1 0 月 1 日より開始され、9 か月間実施される予定です。

既に 3 月からポイント還元の補助対象となる決済事業者の募集が開始されており、3 月 2 2 日時点で 1 0 0 社を超えています。4 月からは小売などの加盟店も募集が開始されています。

交通系ICカードについては事業者の対応が分かれています。

JR東日本のスイカは対象となる見込みの一方、JR東海のトイカは対象外の見込み、マナカは、名古屋市バス・地下鉄が対象外の見込み、名鉄は未定となっています。その他、JR西日本、JR九州なども未定となっています。（中日新聞の記事より抜粋）

加盟店手数料の負担は？

今回の決済事業者募集の条件として、2019年10月から2020年6までのポイント還元の実施期間中、加盟店が決済事業者に支払う手数料は販売額の3.25%以下にし、その1/3を国が補助することになっています。

また、決済事業者によって付されるポイント還元分は国が決済事業者に補助することになります。

決済端末の導入は？

- ・ キャッシュレス決済端末
- ・ 決済端末の利用に必要な付属器機
- ・ システム利用料、設置費用等
- ・ タブレット、スマートフォン等

以上の決済端末等は、制度に参加する各決済事業者が提供する形となり、自己負担なしでキャッシュレス決済を行える様になります。

国が費用の2/3負担し、決済事業者が費用の1/3を負担します。

ポイント還元対象商品は？

ポイント還元の対象から換金性の高い商品（商品券、印紙、切手、プリペイドカードなど）や金融商品（株式、投資信託など）、住宅や自動車等の高額商品、元々消費税非課税の取引等は除かれることが検討されています。

ポイント還元については、軽減税率の対象となる食品がポイント対象となる他、消費者のみならず事業者の買い物も対象となるなど、問題も残されています。

5 その他景気対策等

キャッシュレスポイント還元制度の他にも消費税増税後の景気対策として、政府から以下のような案が示されています。

- 1 プレミアム付商品券の発行
低所得者、子育て世代向けに2万円で2万5千円の買物ができる商品券を発行。
- 2 自動車税減税
増税後に自動車を購入する場合、自動車税が軽減されます。
- 3 住宅ローン減税の延長
2020年末までに新たに契約し、引渡しを受け入居することを条件に住宅ローン減税期間を10年から13年に延長されます。
- 4 幼児教育、保育料の無料化 などです

編集後記

今回の助成金については適用条件等が定められています。対象となる場合、令和元年9月30日迄の導入、支払期限が定められています。助成金申請を予定している場合は、期限を経過しないようご注意ください。

次号予告

メインテーマ「複数（軽減）税率とは？」について解説します。

次号は2019年5月31日発行予定です。